

保安林解除に係る委託業務特記仕様書

1 適用範囲

- ①この委託業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む）の発注する公共事業に係る森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第27条第1項の規定による保安林解除申請書の作成に関する委託業務（以下「業務」という。）に適用する。
- ②設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- ③この仕様書に記載のない事項は、設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号鳥取県土木部長通知）によるものとする。

2 使用する図書

業務の実施にあたっては、「Q & A 保安林解除林地開発」（鳥取県農林水産部森林保全課）に準拠して行うものとする。

なお、他の図書等による場合は、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

3 業務内容

業務内容は、計画準備、調査、書類作成、図面作成等とする。

- ①計画準備は、計画の開始に先立ち、計画地域、計画量、計画期間及び計画方法について適切な計画を策定することをいう。
- ②調査は、土地登記簿調査、保安林台帳及び森林簿による調査、他の諸法令調査を行うとともに、現地踏査を行い対象地域の土地の概況を把握し、その取りまとめを行うことをいう。
- ③書類作成は、前項及び貸与資料等を用いて検討を行い、保安林解除申請書、事業計画書及び代替施設計画書等の保安林解除申請に係る書類を作成することをいう。
なお、森林法施行令第4条の2（伐採の許可）が必要な場合には、伐採許可申請に係る書類作成を含んでいるものとする。
- ④図面作成は、前項及び貸与資料等を用いて検討及び調整を行い原則として写真その他、位置図、保安林解除図、面積計算図、事業計画図兼代替施設計画図、用地縦断面図、標準断面図、森林計画照合図及び公図等を作成することをいう。

4 調査に関する一般事項

- ①踏査及び調査に当たっては、貸与資料等と照合するとともに、別途定める事項について検討及び補足を行うものとする。
- ②前項の作業により貸与資料等と相違する場合は、調査職員に報告し協議するものとする。

5 書類作成に関する一般事項

①解除申請書作成に当たっては、資料とともに森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）第15条による同規則第44条の規定による申請書等の様式により作成するものとする。

②許可申請書類の作成に当たっては、資料をもとに森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条の2及び森林法施行規則第22条の5により許可申請書を作成するものとする。

6 図面作成に関する一般事項

図面作成に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、要件を満足するよう正確かつ丁寧に実施するものとする。

7 調査の業務内容

①土地登記簿照合は、土地登記簿で計画地の地番を把握した上で、該当地番が保安林であるかどうかを確認する。

②保安林台帳及び森林簿照合は、保安林担当部署に保管されている保安林台帳を閲覧・照合し、森林簿で保安林指定の有無と保安林の種類を確認する。

④法令調査は、対象区域にかかる他の法令による制限について調査するものとする。

受注者は、他の法令による制限がある場合には、法令の名称及び制限内容（根拠法令、適用条項等）を調査し許認可を受けた年月日及び許認可の写しを添付するものとする。

⑤地図の転写及び土地登記簿等の調査、権利者の確認は、別途鳥取県県土整備部長が定めた「用地調査等共通仕様書」により調査するものとする。

8 書類作成の業務内容

①保安林解除申請書

(1) 解除保安林の所在場所、台帳面積、所有者の氏名及び住所を記載するものとする。

(2) 面積計算図により実測面積及び要解除面積を記載するものとする。なお、面積の単位はh aとし少数以下第4位までとする。

(3) 指定解除の理由については、調査職員と協議の上、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載するものとする。

②事業計画書

(1) 転用の目的に係る事業又は施設の名称を記載するものとする。

(2) 用地選定理由については、調査職員と協議し事業の目的又は施設の性質と関連させて具体的に記載するものとする。

(3) 地番別土地集計表

ア 当該保安林の土地使用権の種類及び取得状況

7による解除に係る土地取得状況を地番毎に記入するものとする。

イ 事業資金の総額及び調達方法

貸与資料等を用いて記載するものとする。

ウ 転用後の用途別面積

転用後の用途別面積について、保安林とその他の土地を別々に記載するものとする。

(4) 工事工程及び設置する施設の内容

ア 工事の工程

貸与資料等及び調査職員と協議して記載するものとする。工事着手から完了にいたるまでの全体期間について、工種ごとにバーチャートを用いて保安林内施工分と保安林以外施工分を併記し、作成するものとする。

イ 設置する施設の内容

事業により新設され、又は改良される工作物等について記載するものとする。

(5) 工事数量とりまとめ

ア 土量計算及び残土又は不足土の処理方法

貸与資料等により土工計算書を事業区域並びに保安林区域別毎に作成するものとする。

イ 各工種数量

各工種の数量をとりまとめるものとする。

ウ 事業等に要する経費

貸与資料等を用いて記載するものとする。

③代替施設計画書

(1) 当該保安林の土地所有権の種類及び取得状況

解除に係る土地の取得状況を地番毎に記入するものとする。

(2) 代替施設に要する事業資金の総額及び調達の方法

貸与資料等により記載するものとする。

(3) 経費の内訳

貸与資料等により記載するものとする。

(4) 代替施設に関する工事の工程

工事の着手から完了にいたるまでの全体の期間のうち代替施設該当工種について、バーチャートを用いて保安林内施工分と保安林外施工分を併記し、作成するものとする。

(5) 代替施設の内容

事業により新設され、又は改良される工作物等について記載するものとする。

④立木伐採の許可申請

(1) 伐採箇所の所在地を記載するものとする。

(2) 伐採樹種及び樹齢を記載するものとする。

(3) 伐採材積を記載するものとする。

(4) 伐採の方法を調査職員と協議し記載するものとする。

(5) 伐採の期間を調査職員と協議し記載するものとする。

(6) 森林法施行規則第22条の5により伐採立木の材齢及び当該伐採箇所の面積を記載するものとする。

9 図面作成の業務内容

「Q&A保安林解除林地開発」どおり図面作成を行い着色するものとする。

①位置図

国土地理院発行の5万分の1地形図に行政区界、事業区域界、解除申請区域を記載するものとする。

②保安林解除図

市町村界、大字界、字界、地番界、地番、地目、事業区域界、保安林界、解除申請区域並びに解除申請地の隣接地の地番及び地目を記載するものとする。

③事業計画平面図兼代替施設計画平面図

(1) 保安林界及び解除申請区域界を記入するものとする。

(2) 土地利用計画（施設の配置及び名称）

法面の位置、形状小段及び切土、盛土の区分、堰堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類、規模等を記入するものとする。

(3) 縦横断面点若しくは測線を記入するものとする。

(4) 地番界、地番、地目（隣接地も含む）

(5) 等高線を図示するものとする。

④標準断面図

標準断面図に記入する事項は地質又は土質別の切土の勾配、盛土の勾配、小段の位置、幅及び間隔、擁壁及び法面の保護施設とし仕上がり寸法、造成地盤の勾配等について記載するものとする。

⑤面積計算図

面積計算図に記入する事項は保安林界、解除申請区域界、地番界、求積区分、寸法及び面積計算表とする。

⑥写真その他

保安林解除申請区域の現況が明らかにできるよう全景及び近景について撮影するものとする。

(1) 保安林区域及び解除申請区域を明記し、台帳等に貼付するものとする。

(2) 撮影位置及び撮影方向を事業計画図に明記するものとする。

⑦伐採許可申請箇所に係る図面

(1) 伐採箇所面積計算図に記入する事項は保安林界、解除申請区域界、地番界求積区分、寸法及び面積計算表とする。

(2) 伐採許可申請箇所平面図

市町村界、大字界、字界、地番界、地番、地目、事業区域界保安林界伐採許可申請区域並びに申請地の隣接地の地番及び地目を記載するものとする。

⑧航測図作成

図面がない区域においては、航測図を用いて作成してもよいものとする。

⑨公図転写及び連続図作成

法務局の土地台帳附属地図の写しを使い、事業区域界（青）、解除区域界（赤）、字界、地番、地目等を記入する。

判読が困難となる場合には、適宜の方法により集合図を作成する。

事業区域に隣接する土地の地番界等も記載する。

1 0 照査

業務内容について照査及び確認を実施するものとする。

1 1 打合せ等

①業務の着手時等、主要な区切りにおいて、受注者は発注者と打合せを行うものとし、その結果について記録し、相互に確認するものとする。

②受注者は、成果品の提出前に関係事務所農林局担当課の指導を受け、その結果を書面により調査職員に報告するものとする。

1 2 土地の立ち入り等

①受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

ただし、保安林区域内において業務実施のため植物伐採を行う場合は、調査職員と協議し、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条の2（伐採の許可）による県知事への許可を発注者が申請するものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

②前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、別途協議により定めるものとする。

成果品一覧表（標準）

項 目	成果品項目	縮 尺
解除申請書		
事業計画書		
代替施設計画書		
位置図		1/50,000
保安林解除図		1/500～1/2,000
面積計算図		1/500～1/1,000
事業計画図兼 代替施設計画図	平面図	1/500～1/2,000
用地縦断図		水平：1/1,000～1/2,000 垂直：1/200～1/400
標準断面図		1/100～1/200
森林計画照合図		1/5,000
公図		
写真その他		
伐採の許可申請書		
伐採面積計算図		1/500～1/1,000
伐採区域平面図		1/500～1/1,000

提出部数 農林水産大臣宛 5部
 知 事 宛 4部 とする。
 電子データ 一式 (CD もしくは DVD)